

令和7年5月12日

当座勘定ご利用のお客様へ

奄美信用組合

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和9年3月末までに紙の手形・小切手を電子化する国の方針に伴い、手形・小切手帳の販売終了を予定しております。

これにより、当座勘定規定の変更が必要となりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

令和7年5月12日（月）

2. 改定対象

当座勘定規定（一般用）

3. 主な改定内容

当座預金から払出しに利用していた小切手の代替として「払戻請求書（出金票）」を利用開始する。

※詳細は別紙「改定等新旧対照表」をご参照ください。

以上

新	旧
当座勘定規定 第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>① 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書（出金票）に記名押印して提出する方法。</u> <u>② 小切手を使用する方法。</u> <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書（出金票）を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求められます。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> 第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合は支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。 (5) <u>払戻請求書（出金票）の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第12条（手数料等の引落し） (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書（出金票）</u>によらず、当座勘定から、その金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。	当座勘定規定 第7条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻し<u>の場合には</u>、<u>小切手を使用し</u>てください。 <u><追加></u> <u><追加></u> <u><新設></u> 第8条（手形、小切手用紙） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合は支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。 (5) <u>手形用紙、小切手用紙の</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費で</u>交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第12条（手数料等の引落し） (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定から、その金額を引落すことができるものとします。 (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。

新	旧
第 13 条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。 <u><削除></u> 第 17 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書（出金票）</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書（出金票）</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき、模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。 第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第 <u>25</u> 条第 <u>2</u> 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>25</u> 条第 <u>2</u> 各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。 第 28 条（手形交換所規則による取扱い） (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。 (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 <u>7</u> 条の第 <u>1</u> 項にかかわらず呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 以 上	第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときには、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第 17 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき、模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。 第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第 <u>2.5</u> 条第 <u>2</u> 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>2.5</u> 条第 <u>2</u> 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。 第 28 条（手形交換所規則による取扱い） (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。 (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 <u>7</u> 条の第 <u>1</u> 項にかかわらず呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 以 上